

類似工事における受注機会拡大の運用について

平成25年7月5日 25南管財第401号
平成25年10月7日 25南管財第677号
平成27年6月2日 27南管財第251号
平成31年3月22日 30南管財第514号

1. 目的

南島原市が発注する建設工事について、請負業者の受注機会の拡大、工期の短縮及び請負業者の倒産に伴う工事施工中止のリスク分散を目的として、類似工事を適切に発注するに当たり必要な事項を定める。

2. 対象工事

南島原市が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とし、南島原市競争参加資格委員会又は南島原市建設工事指名審査委員会が選定した工事とする。

3. 入札方法

一般競争入札又は指名競争入札とする。

4. 選定方法

次の要件を勘案して選定すること。

- ①入札公告又は入札執行通知により、同一日において入札を行う工事であること。ただし、不調などによる再入札については、この限りでない。
- ②同一系工類（工事分類表）の発注工事であること。
- ③一般競争入札においては、想定する参加者が概ね同一であること。

（工事分類表）

工 類	工 種
土木系 (10 工種)	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園工事、さく井工事、水道施設工事、解体
建築系 (19 工種)	建築一式工事、大工工事、左官工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事

5. 発注方法

発注する際は、設計金額が高い順に開札日時を設定する。

選定した工事の公告及び入札執行通知書には、「類似工事」による発注である旨を記載する。

6. 落札決定方法

①価格競争落札方式一般競争入札（事後審査型）

ア 有効入札（予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格の入札をいう。以下同じ。）をした者のうち、最低価格を提示した者から順に第3順位までの落札候補者を決定し告知する。第3順位までの落札候補者の中に、当該工事より開札順位の早い類似工事の第1順位落札候補者がいる場合は、その数を加えた順位までの落札候補者を決定し告知する。告知後、落札を保留する。

イ 保留解除後、落札者に決定された者は、当該工事より開札順位の遅い類似工事では不適格者とし、落札者にはなり得ないものとする。

ウ 有効入札をした者が、当該工事より開札順位の早い類似工事の落札者のみの場合は、イにかかわらず最低価格を提示した者を当該工事の落札者としてすることができる。

※共同企業体による入札については、入札した共同企業体の構成員に、他の類似工事の落札決定を受けた共同企業体の構成員が含まれる時も同様とする。

②総合評価落札方式一般競争入札

ア 有効入札をした者を、全員落札候補者とし決定し告知する。告知後、落札を保留する。

イ 保留解除後、落札者に決定された者は、当該工事より開札順位が遅い類似工事では不適合者とし、落札者にはなり得ないものとする。

ウ 有効入札をした者が、当該工事より開札順位の早い類似工事の落札者のみの場合は、イにかかわらず最高順位となった者を当該工事の落札者とすることができる。

※共同企業体による入札については、入札した共同企業体の構成員に、他の類似工事の落札決定を受けた共同企業体の構成員が含まれる時も同様とする。

③価格競争落札方式指名競争入札

ア 有効入札をした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者として決定し告知する。当該工事の落札候補者が開札順位の早い類似工事の落札候補者となっている場合は、次順位まで落札候補者を決定し告知する。告知後、落札を保留する。

イ 保留解除後、落札者に決定された者は、当該工事より開札順位が遅い類似工事では不適合者とし、落札者にはなり得ないものとする。

ウ 有効入札をした者が、当該工事より早い開札の類似工事の落札者のみの場合は、イにかかわらず最低価格を提示したものを当該工事の落札者とすることができる。

7. 落札保留の解除

類似工事の保留解除は開札順位の早い工事から解除するものとする。

8. 入札結果の公表

①価格競争落札方式

不適合者となった者については、入札金額を公表するものとし、入札結果欄に不適合と記入するものとする。

②総合評価落札方式

不適合者となった者については、入札金額及び評価値を公表するものとし、入札結果欄に不適合と記入するものとする。